



農業振興地域整備計画の見直しを行います。

農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に推進し、農業の健全な発展を図ることを目的として「農業振興地域の整備に関する法律」により設けられた制度です。

具体的には、国の策定する農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、県は農業振興地域整備基本方針を策定するとともに「農業振興地域」を指定し、市町村は農業振興地域整備計画を策定します。

市町村の整備計画では、土地改良事業等による生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤事業の対象地等の優良な農地について「農用地区域」（「農振農用地」と言います。）を定め、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

現在の課題

- ・ 前回変更から 8 年経過
- ・ 豪雨災害（H25、H26）による非農地化
- ・ 日本型直接支払制度との調整
- ・ 従来計画、各種補助事業との整合性の確保など

町では、土地利用状況の変化や社会情勢、農業情勢の変化により、今後の町の農業振興のための整備計画の見直しを計画しています。今後 5 年程度の期間中に農地の除外や転用、あるいは農業振興上必要な農地の整備等の計画をお持ちの方は、右記の期限までに申出書を提出してください。

農地は、無許可での農地以外への利用（「農地転用」と言います。）が規制されています。また、「農振農用地」に指定されている農地については、まずはその区域指定の除外（「農振除外」と言います。）の手続きを行い、その後、農地転用の手続きが必要となります。

なお、手続きをすればすべてに許可が下りるとも限りません。まずは、最初に計画している農地がどのような状況にあるのかをもう一度確認してください。確認については行政書士または産業振興課農業振興係へご相談ください。

■ 農振除外の 5 つの要件

- ① 当該農地の転用が必要かつ適当であって、農振農用地の区域外に代替すべき土地がないこと。
- ② 農地上の効率的利用に支障がないこと。
- ③ 認定農業者等の農地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ④ 土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤ ほ場整備等基盤整備事業の完了後 8 年以上経過していること。

※ 農振除外の手続きについて、通常行っている平成 29 年 3 月末日までの受付けは行いませんのでご注意ください。

▶ 農振見直しに係る除外申し出期限

平成 29 年 2 月 17 日（金）
午後 5 時 15 分まで

▶ 提出場所 産業振興課農業振興係

▶ 提出書類 農振除外等計画事前申出書

※ 書類は、産業振興課または町ホームページからダウンロードしてください。

▶ 添付書類 位置図、公図または 14 条地図、事業計画図

【問い合わせ】

産業振興課農業振興係

☎ 8 5 - 6 1 0 7

開発等の計画をお持ちの方は、一度ご相談ください。